

ア 周知度、取組状況

身体拘束禁止規定の周知度については、「全ての職員に周知」(65.9%、前回64.8%)、「大半の職員が知っている」(32.2%、同30.9%)であり、合わせて全事業所の98.1%(前回95.7%)で多くの職員に周知されており、「知らなかった」が0%(同0.4%)となった。

ところが、「特に取組みをしていない。」が5.7%(前回1.3%)、「検討委員会を設置していない。」が30.9%(同25.3%)で、全体としては取組の後退がみられる。

以上から、禁止規定の存在については相当程度知られているものの、取組については改めて意識啓発を図り、着実な取組を進めていく必要がある。